

会議名 財務常任委員会

日時 平成28年6月14日（火）午前10時～午前10時47分

場所 第2・3委員会室

出席議員（14名）

委員長 伊藤隆信 副委員長 関戸郁文 委員 櫻井伸賢  
委員 大野慎治 委員 鈴木麻住 委員 塚本秋雄  
委員 相原俊一 委員 鬼頭博和 委員 梅村 均  
委員 木村冬樹 委員 榭谷規子 委員 堀 巖  
委員 宮川 隆 委員 黒川 武

欠席議員 なし

説明員（30名）

総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、  
建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘、教育こども未来部長 長谷川  
忍

行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、同統括主査 酒井 寿、市民窓  
口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 井上佳奈、商工農政  
課長 伊藤新治、同統括主査 今枝正継、同統括主査 水野功一、都市整  
備課長 西村忠寿、同主幹 安田悠佑、同主幹 石黒光広、同統括主査 岡  
茂雄、維持管理課長 高橋 太、同統括主査 田中伸行、同統括主査 竹  
安 誠、会計管理者兼会計課長 榊原惣一郎、学校教育課長 石川文字、  
同統括主査 佐野亜矢、生涯学習課長 竹井鉄次、同統括主査 新中須俊  
一、子育て支援課長 富 邦也、同児童館長 柴垣裕子、同統括主査 佐  
藤さとみ、同統括主査 大川真由美

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 室町裕子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第68号	平成28年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）	全員賛成 可決
議案第69号	平成28年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	全員賛成 可決

財務常任委員会（平成28年6月14日）

◎委員長（伊藤隆信君） おはようございます。

本日、財務常任委員会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方の全員出席、また当局の関係者の皆様方の出席をいただきましてどうもありがとうございます。大変きょうは暑いわけでございますけれども、どうか精力的にお願いいたします。

ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました議案は議案2件でございます。これらの案件につきまして、逐次議題といたします。

審査に入る前に当局のほうから御挨拶をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎総務部長（山田日出雄君） 今もふと考えておったんですけれども、金曜日の委員会では、梅雨に入りましたが晴れましたと。きのうの委員会では森山部長が梅雨に入って雨が降っていますと。きょうは私のまた挨拶で晴れていますということで、なぜか私が挨拶するときは梅雨でも晴れているという状況であります。降るときには降らないと困るといった状況もあると思えます。

そういった話はさておき、今回一般会計の補正予算ということで御審議をお願いしております。関係の職員も出席しておりますので、委員の皆さんで十分御審議をいただいておりますようお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

◎委員長（伊藤隆信君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

議案第68号「平成28年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入らせていただきます。

初めに、款2総務費、款3民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 民生費の国民健康保険特別会計への繰出金について、まずお聞かせいただきたいと思えます。

この185万円につきましては、特定財源として国庫・県費それぞれありま

す。歳入のほうを見ますと、保険基盤安定負担金ということで国と県からそれぞれ入ってくるお金だというふうに思います。それで、この国庫・県費というのはどういうものに対して、どういう負担割合で入ってきているのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） ただいま御質問いただきました件につきまして、軽減措置の拡大に伴う保険税の軽減分等について一般会計から繰り入れさせていただいています。

一般会計の繰入金に対しては、保険基盤安定制度として、軽減分については県が繰入金金の4分の3を負担することとなっています。

また、保険者支援制度として、支援分については国から2分の1、県が4分の1を負担することとなっておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） いずれも国保の条例の改正分であります5割軽減、2割軽減の拡大分に対して入ってくるお金ということで、そう考えてよろしいですか。今お答えあった支援分というのもそこに含まれるものであるという認識でよろしいのか、その点についてお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 軽減分については、今回条例改正で5割軽減、2割軽減を改正させていただきました。

その軽減分については、先ほど申しましたように、県から4分の3補助があるといったものでございます。支援分につきましては、7割、5割、2割、それぞれの軽減分に対して一定の割合を掛けたものについて、国からは2分の1、県からは4分の1補助があると、そういったものでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

今回の条例改正分としては、県費の4分の3というのが入ってきて、これまでの法定軽減分についての支援分として国から2分の1、県から4分の1が入ると説明だったというふうに思いますけど、この支援分というのはこういう時期に補正で入ってくるという形にこれまでもなっていたのかどうかということと、こういう時期に入ってくるという理由と伺いますか、その辺がわかりましたらお聞かせいただきたいんですが。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 支援分につきましては、平成28年度の当初予算から予算の組みかえを行っております。

27年度までにつきましては、その他繰り入れの中で支援分と財政安定化支援分ということで合わせた額3,500円というものを定額で計上させていただいておりました。その関係で、支援分についてはこれまでも軽減の条例改正があつて拡大された場合も、その影響額についてはこちらの保険基盤安定分に反映して支援分が計上されてこなかったということになります。27年度ま

ではその他繰り入れで定額であったということです。28年度からは保険基盤安定分ということで、支援分を新たに財政の支援の拡充分を反映させるために取り出しておりますので、28年度からは初めて支援分がこのように軽減の拡大に伴って影響額ということで増額させていただくと、そのようなことになっております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

次の点に行きますけど、本会議でお聞きしましたけど、青少年宿泊研修施設運営費の建築物定期調査等委託料についてであります。本会議の答弁では、これが該当する施設、対象施設というのは高齢者のための施設だとか障害者のための施設、あるいは不特定多数の方が利用する施設ということで説明があったと思います。

そういうことで考えると、例えば学校や児童館や保育園というのはここに含まれないということになるというふうに思うんですけど、こういうところも定期的な調査して安全性を確保していく必要があるというふうに思うんですけど、そういった点についてはどのような仕組みになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 国のほうでは建築物ということで、劇場とか病院とかそういったいろいろな方が施設を利用する方が対象ということで、高齢者とか障害者とか終身建物や不特定多数の者が利用する建物を該当するという形で、今回の建築物の調査になっておりますので、児童館と保育園等は建物的には不特定多数の方が来ないということで、国のほうへ御確認しましたらそういったところには該当してこないということでこちらのほうは聞いておりますのでよろしくお願ひします。

◎委員（黒川 武君） 今の質問に関連して、ちょっと細かくお尋ねさせていただきたいと思います。

建築物の用途としての区分というのは、本会議でもいろいろ並べられたんですが、今回の青少年宿泊研修施設というのは用途区分の中のどこに該当するのかちょっとお教えいただきたいと思います。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 建築物としての用途区分については、旅館・ホテルの区分です。

◎委員（黒川 武君） 青少年宿泊施設は旅館・ホテルのところに該当すると、そういった答弁だったと思うんですが、それでは例えば他の施設、総合体育文化センターとか生涯学習センターとか、いわゆる不特定多数の方が利用される施設でもあるわけですね。そういったところも対象になっているといったふうなことでよろしいでしょうか。

◎都市整備課主幹（石黒光広君） 青少年につきましては、今言ったように用途的に旅館・ホテル等に該当します。また図書館や総合体育文化センターにつきましては、体育館等でございます。さらに、団地の集会場やふれあいセンターにつきましては、集会場等の用途に該当します。よろしくお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 今おっしゃられたほかの公共施設で対象となっているところは、既にこの種のもの調査等が行われて定期報告がなされているものだと、そのように理解してもよろしいでしょうか。

◎都市整備課主幹（石黒光広君） このたびの建築基準法の定期報告、法第12条でございますが、その中に定期報告の時期ということで用途別に区分をされております。今言いました体育館と図書館や総合体育文化センターの用途の体育館につきましては、30年度から3カ年にかけてやるということでございます。さらに岩倉団地集会場ふれあいセンターの集会場等につきましては、29年から3カ年で1回行うという時期となっております。

◎委員（黒川 武君） そういうことであると、今回青少年宿泊施設が最初のケースだろうと思うんですが、この市の報告というのは、それでは毎年行う必要はないというふうなことでよろしいですか。

◎都市整備課主幹（石黒光広君） 基本的には3年に1回という時期は、用途別に今言ったように時期はずれますが、3年に1回という時期で規定されております。

◎委員（黒川 武君） それで補正額として13万円が計上されているところですか。この13万円は高いのか安いのか、その妥当性がよくわからないもんですから、13万円の内訳を教えてくださいたいと思います。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 内訳としましては、事前の準備費一式としまして3万円という形で、事前に調査する必要な資料を作成することです。あと現場調査費としまして一式3万円ということで、現場の人件費、1日から2日間ぐらいはかかるというふうに聞いておりますので、その現場の人件費と聞いております。あと報告作成料として一式4万円。愛知県に報告する作成費用になりますね。あと指導手数料というのがありますので、報告に係る手数料が4,000円と、あと調整に係る諸経費になりますが、それが1万6,000円で全て足して税込みで12万9,600円という内訳となっております。よろしくお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 今13万円の内訳も教えてくださいたいんですが、せっかくの本会議においても一級及び二級の建築士さん、そういった専門家の方が調査報告作成を行うということですから、当然それらのものが調査がな

されて報告書が市のほうに上がるわけですが、市から今度は県知事のほうへ報告を出すと。そういった一連の流れになるということですのでよろしいでしょうか。

◎都市整備課主幹（石黒光広君） 検査が終えて、岩倉市から私どもの特定行政庁でございます愛知県のほうに提出でございます。

◎委員（黒川 武君） 最後になります。細かくて申しわけありません。

ちょっといろいろ調べてみると、この種のものというのは定期調査と定期検査があるというふうなことをちょっと耳にしたんですが、その違いはどうか異なるのかお教え願えればと思います。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 定期調査とは、火事のとときか安全に避難できるかとか、建築物の外壁が安全かとか、廊下など階段とかに物が置いてないかとか、あとは外壁など老朽化によりひび割れによる落下で思わぬけがとか、そういったものがないかとかいうことで、敷地内での定期検査ということになっております。

定期検査とは、建築設備で換気設備とか配管設備とかそういったもの。例えばこちらの電気でいくと電気が切れた場合、非常灯があるとか、そういったことが施設にあればこちらのほうに該当するというふうに聞いておりますので、希望の家とかはそういった該当はないということをお報告されておりますので対象にはなっておりません。

◎委員（堀 巖君） 総務費の選挙執行費の中の、総務委員会の中で近隣のいろいろなこの経費に係る一覧表が提出されました。その中でポスターの企画費なんですけど、近隣では標準の額より減額している自治体が数市ありました。実態として、ポスターの企画費で満額使っている事例があってこのまま現状維持なのか、今後、他市に合わせてこれを減額するような意向があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） こちらのポスターの企画費も含めた公営に関する金額につきましては、これまでも政令の改正に合わせて同額で改正をしているという経緯がございます。したがって、今回も同様の額として改正をしたということで、今のところこの額を下げるとか、そういう考えはございませんのでよろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 実績としてこれまで結構大きい、高い額に設定されておられると思うんですね。自分のことと比較しても、企画費を満額使うような例というのは余らないというような個人的な感想があるんですが、実績としてこれまでであったんでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 一例として平成27年の市議会議員選挙で申し

上げると、ポスターに関しては限度額として作成単価と企画費を含めた額が4,105円というのが限度額になっているわけですが、最高の方で3,780円、少ない方ですと227円ということで差はございますが、高い額として請求されている方もおみえになるということでございます。

◎委員（梶谷規子君） 放課後児童健全育成費のパート職員賃金についてお聞かせいただきたいと思います。

今回は、学校休業日の午前7時半から8時までの延長保育というところで増額補正になったわけですが、パート職員の実態というのはその30分だけの勤務ではないと思うんですが、早朝の延長保育をしてもらうための実態としては、午前7時半から3時間とか4時間パートで募集するのか、こういった状況なのかお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 放課後児童クラブのパート職員の勤務についての御質問ですが、現在週5日の5時間とか6時間という形での勤務のお願いをしております。ですので今回30分、7時30分からの勤務に關しましては、30分の延長をしていただいて5.5時間とか6.5時間というような形で勤務をお願いする予定になっております。

◎委員（梶谷規子君） ありがとうございます。

関連して、学校休業日は朝から夕方まで時間が長くなったり、保育時間も長くなり子どもさんもふえるという大変な状況だと思うんですが、そういった中で、全体的には日常業務よりもパートさんを何人ぐらいふやしていらっしゃるのか、実態をお聞かせいただければと思います。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 長期休業日に関しましては、今回30分を延長することによって10時間30分というような保育時間になってきます。

通常ですと下校時少し前、2時から7時までの勤務をしていただいているんですが、午前中の不足している部分をパート職員で補っていきたいと思っております。

また支援の単位、40人に対して常時2名の配置ということになっておりますので、長期休業日で申請が多くなって定員がふえた場合は、また一つの支援の単位としてその人数分の配置となってくることになっております。よろしく申し上げます。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款2総務費、款3民生費を終結いたします。

続いて、款5農林水産業費、款6商工費についての質疑を許します。質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 農林水産業費の農地費、排水機場等管理費のうち、応急ポンプ設置委託料が支出されています。

これは北島、野寄の排水機場の故障しているポンプの応急対応として県所有の応急ポンプを無償でお借りして設置する委託料ですが、これから台風や局地的豪雨等の危険性がありますので、設置はいつまでに完了する予定なのかお聞かせください。

◎維持管理課統括主査（田中伸行君） 6月で議決をいただきましたらすぐに県のほうに貸し付けのほうの申請をしまして、早ければ7月中にはやりたいと思っています。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、よろしいですか。

◎委員（大野慎治君） 済みません。

商工費の商工総務費の事務管理費として新規工業用地開発予備調査業務委託料が計上されていますが、この委託期間はいつぐらいまでに完了する予定なのかお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 現段階では3月末を予定しております。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款5農林水産業費、款6商工費を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

款9教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） それでは、少し何点かお尋ねさせていただきたいと思います。

キャリアコミュニティプロジェクトという字句が出てまいりますが、これの目的は一体何でしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） キャリアコミュニティプロジェクトの目的についてですけれども、こちらは愛知県が進めております発達段階に応じて系統的にキャリア教育を進めていく事業の一つとして位置づけられています。

今回、魅力あるあいちキャリア教育モデルとして、中学校において推進を図ることを目的としております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 平たく言えば、中学生がいろいろ職場体験などして、いわゆる将来における働くことの意味とか就労感というのかな、そういうものをやっぱり身につける一環だろうということで、今までもやってみえたものであることかなあと思うんですよね。

それで今回、当初予算の組みかえという形になります。今答弁でもいただきました愛知県が進めているキャリア教育にはスクールプロジェクトとコミュニティプロジェクト、この2つがあると思うんですよね。それで当初予算57万5,000円のうち、今回の補正で50万円の事業委託料が市の直接執行予算へと変更されるわけです。それで、キャリアコミュニティプロジェクトとして執行されるということではありますが、それでは残された7万5,000円の事業委託料で行うスクールプロジェクトでは、何を行おうとしているのか、その内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） スクールプロジェクトの内容といたしましては、昨年度まで出会いと体験の道場推進事業としまして実施してきました中学校2年生における職場体験を核としております。

今回、中学校1年生では、講師の講話や上級生の説明等により、さまざまな職業に対する知識や職場体験学習に対する理解と意欲を高めるためのガイダンス授業を実施予定しております。

また3年生では、講師の講話を聞きましたり、将来の生き方について考え方を発表したりすることにより、働くことや学ぶことに対する意欲を向上させるプレゼンテーション授業を実施するなど、全学年を通した系統的な活動を推進するものでございます。以上です。

◎委員（黒川 武君） このプロジェクトは、先ほど申し上げたようにスクールプロジェクトとコミュニティプロジェクトがあって、両者一体のような感じがするわけなんですよね。それをあえて2つに分けたといったところで何らかの意図はあるんだろうと思うんですが、それではスクールプロジェクトにしてもキャリアプロジェクトにしても、講師となるべき人というのはどなたを予定されてみえるのかお聞かせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） まず、今回キャリアコミュニティプロジェクトの講師について御説明をさせていただきます。

両中学校それぞれの講師料を計上しておりますが、南部中学校におきましては、植松電機の専務取締役の植松努氏によりますものづくりに関する講演をいただく予定がただいま上がっております。以上です。

◎委員（黒川 武君） ごめんなさいね、今ちょっと聞き取れなかったのですが、どこの植松さんですか。ゆっくりしゃべってもらえる。

◎学校教育課統括主査（佐野 亜矢君） 植松電機の専務取締役の植松努氏です。

◎委員（黒川 武君） それは南中だけを対象に行うということですか。岩中ではそれは行わないということでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野 亜矢君） こちらの講師につきましては、南部中学校での講演の講師でございます。また岩倉中学校におきましては、また別の講師を今後予定しております。

◎委員（黒川 武君） 今御答弁いただいたのは、キャリアコミュニティプロジェクトの講師は、予定されている方は今御答弁いただいたんですが、スクールプロジェクト、こちらのほうも講演を行うんですよね。もしそうであれば、その講師となる方というのはどなたを予定されるのか、わかっていればお教え願いたいと思うんですが。

◎学校教育課統括主査（佐野 亜矢君） スクールプロジェクトの計画なんですけれども、まず職場体験での視点がありましたし、あと、その場で職場体験に行ったときに教えていただく達人の方とか、そういった方が講師となって生徒に指導をするということになりますので、どこのどなたというのではなくて、マナー講座であったり社会人の体験を聞く講座であったりとか、さまざまなことを予定しております。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

スクールプロジェクトのほうはいろいろ多様性を持って対応していくと、そういう関係で講師の方はさまざまな方になると、そういった御答弁であったと思います。

それでは最後になりますけど、ちょっとこれは関連でお聞きいたします。

キャリア教育というのはプログラムの作成とか、あるいは職場体験の受け入れ先との連絡調整とか、あるいは地域における講師となるべき人材の方との調整とか、あるいは実施統一の準備とか、あるいは実施後のフォローアップなど大変多忙なプログラムになると思うんですよね。そうした一連の流れのものを学校の先生が行うには、僕は大変な業務ではないかなと思うんですよ。そういう意味合いでは、もうそろそろキャリア教育コーディネーターという、そういう専門の方がいますので、そういう方々のお力もおかりしながら、やっぱり実りあるものにしてはどうかと、そんなようなことを考えるわけです。

今回の補正内容とはちょっとずれてはいるんですが、関連でその点のお考

え方をお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 黒川委員の御指摘のとおり、キャリア教育コーディネーターの活用には今後大きな可能性があると思っております。ただ、近隣市町におきまして、コーディネーターを活用した事例がほとんどございません。

商工会議所や市役所関係各課などと連携を構築いたしまして有効に活用できる仕組みづくりを行うことには時間を要すると考えております。先進事例の実践を参考に、また今後研究を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） はい、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。私の質問は以上です。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、ございませんか。

◎委員（梶谷規子君） ただいまのキャリアコミュニティプロジェクトに関しては、県の予算がつくということで、愛知県全体の中でどれぐらいの市が手を挙げて、どれぐらいの市が実施できるような、採択のほうに至ったのかお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 県内で手を挙げた市町村の数をちょっと確認しておりませんのでお答えできませんが、今回28年度に受託しました市町につきましては県内で6市町になっております。岩倉市を初めとしまして、瀬戸市、大治町、美浜町、安城市、田原市でございます。

◎委員長（伊藤隆信君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上をもちまして、款9教育費の質疑を終結をいたします。

これをもちまして、歳出についての質疑を終わります。

続いて、歳入の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） これをもって、歳入の質疑を終わります。

続いて、第2表、債務負担行為補正についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第68号「平成28年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」についての賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（伊藤隆信君） ありがとうございます。挙手全員でございます。

採決の結果、議案第68号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第69号「平成28年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

◎委員（梶谷規子君） 今回の国民健康保険特別会計の補正は、国保の業務の広域化に向けてということでのデータ抽出のシステム改修に係る委託料ということで、本会議でもシステム改修に係るものは国や県が出さないのかという質問をされてきたところなんです。当初予算で間に合わなかったというのはなぜなのでしょう。非常に遅い時期に、当初予算に間に合わない時期に示されて、補正の中で上げるに至った国や県からの指示というのはどんな形なのか教えてください。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 当初予算編成時におきましては、国保事業費納付金や標準保険料率の算定に必要なデータを県に提出するための具体的な資料が示されていない状況でした。

平成28年3月に厚生労働省から国民健康保険者標準事務処理システムに係る要件定義書等が公開され、標準システムの仕様が示されたところです。そのため、この仕様に基つきシステム改修に必要な費用を6月補正で計上させていただくものです。

◎委員（木村冬樹君） 今の関連でちょっとお聞かせいただきたいと思いません。

要するに、国保の都道府県単位化に向けての準備ということで、さまざまなことがこれから行われていくというふうに思います。それで、平成30年度ということで、2年を切っているという状況だというふうに思っているんですけど、果たしてきちんと各市町村に余裕を持って保険税を決めていくかどうか、こういう期間的なものというのは保障されるような形になっていくんで

しょうか。ちょっとその辺を非常に心配しております、聞くところによりますと、都道府県によって非常に違った、違ったと言うといかんですけど、全く統一したような国保税にしていくという話もあれば、あるいは市町村別に分けていくというような話もあって、今の段階でそんな話をしているということで非常に心配しているんですけど、今後のスケジュール的なところではどのような方向となっているのか、今の情報をお聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 広域化に向けてのスケジュールということで、今現在、国のほうからスケジュールが示されているところです。

今回補正で上げました納付金や標準保険料率算定に必要なためのシステム改修を行うということで補正予算を上げさせていただきましたが、今後10月以降に実際県のほうで算定に入るというスケジュールが示されておまして、また広域化に係る必要なことについては、準備期間1年6カ月をもって、今後標準化に向けてのシステムを導入するか、また自庁システムを改修するか、その検討をするようにということで示されております。そのスケジュールに沿って進めていくものでございます。

また、今後のさまざまな広域化に向けての愛知県内の事務等については、連携会議というものが設けられまして、その中で、その連携会議のほうには県、市町村、国保連も参加するものでございますが、具体的な検討を進めていくというところになっております。標準的な保険料については、国のほうからも基本的なものは示されるものとなっております、またそのことを受けて県の中でどのようにしていくかを検討していくもの、そういったものになっております。

また、各市町村における保険税の決め方については、それぞれ各市町村ごとの算定方式等に基づいたものも示されることになっておりますので、その標準的なものに合わせていくように検討していく、そのようなスケジュールとなっております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。またちょっと一般質問のところでお聞きしたいと思います。

歳入のところなんですけど、少し説明していただきたいんですね。要するに保険税が90万1,000円減額ということで、5割軽減、2割軽減の拡大に伴っての保険税の減額という金額と少しずれがあるという点、それから療養給付費に対する国や県の負担金が減額となっているということで、こういった状況について、歳出には全く反映されていませんけど、どういう状況になっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 繰入金につきましては、軽減拡大に伴い軽減となる額の全額を計上しております。国保税につきましては、軽減拡大に伴い軽減となる額に対して収納率90.1%を見込んだ金額を計上しています。平成28年度予算からその他繰入金から組みかえをしました保険者支援分、軽減分の増額分が反映されておりますので、そのため繰入金の額のほうが多いという形状になっております。

また、もう1つ質問ございました療養給付費負担金の算定方法としましては、療養給付費に係る費用額から保険基盤安定繰入金を控除し、国庫負担金については32%、県財政調整交付金については9%を交付するものになります。そのため、保険基盤安定繰入金が増額することにより、療養給付費負担金は減額となる、そのような仕組みとなっております。よろしくお願ひします。

◎委員長（伊藤隆信君） よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） 今のお答えであった療養給付費の負担金が国が32%、県が9%の割合ということで、国・県合わせても50%いかない、半分いかない療養給付費の負担割合なんですよね。だから、国が国保税が高いという各都道府県からの要望が多い中で、参議院の中で参考人の方からもその実態を述べてもらって、今度支援金という分でこの軽減が拡大されたわけなんですけど、この療養給付費の負担を国と県がもっと半分以上持つというような動きというか、ないのかなあと思うわけですが、かつては国・県の療養給付費の負担割合が70%以上あった時期もあり、徐々に減らされている中で、医療費の伸びが高くて、今回も岩倉においては保険税全体が引き下げまでには至らないということで、医療費の伸び、医療費が高額という壁が非常に大きいと思うんですが、その点は療養給付費の負担割合を広げるような動きがもっとつukれないのかなと思うんですが、そこら辺はどんな状況でつかんでいらっしゃるかお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま御質問のありました国の負担、県の負担、療養給付費負担金の額の増額、そういったことが示されていないかというところでございますが、今のところそういった増額の情報はありません。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。  
議案第69号「平成28年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についての賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） ありがとうございます。挙手全員であります。  
採決の結果、議案第69号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会をさせていただきます。ありがとうございます。お疲れさまでした。